

総務企画委員会記録  
<第4号>

令和6年第3回沖縄県議会（9月定例会）

令和6年10月15日（火曜日）

沖縄県議会

## 総務企画委員会記録<第4号>

---

### 開会の日時

年月日 令和6年10月15日 火曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後1時38分

---

### 場 所

第7委員会室

---

### 議 題

- 1 甲第1号議案 令和6年度沖縄県一般会計補正予算（第2号）
- 2 乙第10号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 3 乙第11号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 4 乙第15号議案 沖縄県収用委員会委員の任命について
- 5 陳情第47号外28件
- 6 本委員会の所管事務に係る決算事項の調査について
- 7 決算事項に係る調査日程について
- 8 閉会中継続審査・調査について

---

### 出席委員

委員 長	西 銘 啓史郎
副委員 長	高 橋 真
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	島 尻 忠 明
委 員	呉 屋 宏



たします。

ただいま通知しましたのは、2ページ目の陳情の一覧表でございます。

知事公室所管の陳情は、継続7件、新規4件でございます。

まず、継続審査となっております陳情につきまして、修正した箇所を御説明いたします。

なお、修正した箇所につきましては、下線で示しております。

次に通知しました6ページを御覧ください。

陳情第72号令和6年度離島・過疎地域振興に関する要望事項に関する陳情でございます。

通知した9ページを御覧ください。

修正箇所を御説明いたします。

19について、竹富町では、7か所の急患輸送用場外離着陸施設の改修について、内閣府が所管する沖縄離島活性化推進事業費補助金を申請し、9月30日付で交付決定を受けております。

県としては、同様な相談が市町村からあった場合には、県内市町村の事例、活用可能な地方債及び支援制度を紹介するなど、可能な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、新規陳情4件につきまして御説明いたします。

通知しました20ページを御覧ください。

陳情第122号普天間飛行場代替施設建設事業における安全対策の徹底を求める陳情でございます。

次に通知しました21ページを御覧ください。

2について、普天間飛行場代替施設建設事業の事業者は沖縄防衛局であり、同事業に関連する工事車両等に係る渋滞対策については、事業者である沖縄防衛局が講じるべきものと考えております。

なお、県は、本年9月に久辺三区の区長等と意見交換を行っており、久辺三区からの意見等については、沖縄防衛局に提供するなど適切に対応してまいります。

続いて、土木建築部、警察本部からそれぞれ説明いたします。

**○小川均海岸防災課副参事** 2について、土木建築部の処理概要としましては、普天間飛行場代替施設建設事業の事業者は沖縄防衛局であり、同事業に関連する工事車両等に係る渋滞対策については、事業者である沖縄防衛局が講じるべきものと考えております。

なお、沖縄防衛局に対し、同局が講じている渋滞対策について確認したとこ

ろ、交通誘導員の配置や工事用車両が基地内に入域するための左折専用車線、車両待機場の設置等を行っているとのこととあります。

土木建築部からの説明は以上です。

○前原孝彦交通指導課長 2について、その処理方針を御説明いたします。

キャンプ・シュワブゲート周辺では、抗議参加者による道路上での座込み、工事車両等の前への飛び出し、立ち塞がりといった危険かつ違法な抗議行動が行われており、度重なる交通渋滞を引き起こしております。

また、同ゲート周辺はカーブで見通しが悪く、交通渋滞が発生した場合、一般交通に重大な危険が及ぶなど住民生活にも支障が生じているところとあります。

県警察では、警察法第2条第1項に規定する個人の生命、身体及び財産の保護と公共の安全と秩序の維持という警察の責務に照らし、これらの危険かつ違法な抗議行動の状況等を踏まえ、抗議参加者を含む関係者の安全の確保、一般交通の安全と円滑の確保等住民生活に支障を及ぼさないことに配慮し、違法状態を解消することとしており、危険な状況が解消するまでの間、警察として必要な措置を講じております。

県警察としては、引き続き関係者の安全の確保を図りつつ、交通の安全と円滑の確保に努めてまいります。

公安委員会の所管に係る説明は以上です。

○溜政仁知事公室長 次に通知しました23ページを御覧ください。

陳情第130号大規模災害時の災害対策本部の通信手段確保、災害現場のデータ転送手段の確保、避難者向けの通信環境提供のためにスターリンク衛星通信サービスの導入を求める陳情でございます。

処理概要については、陳情第93号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

次に通知しました25ページを御覧ください。

陳情第132号県内及び県議会で合意形成を図るため、一旦、沖縄の人々を先住民族とする国連勧告の撤回を求める意見書の提出を求める陳情でございます。

処理概要については、陳情第91号と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

次に通知しました27ページを御覧ください。

陳情第167号与那国島の軍備強化と日米合同演習中止の意見書に関する陳情

でございます。

令和6年7月の日米2プラス2共同発表では、日米共同演習及び施設の共同使用のさらなる機会を追求することが示され、県内においてはレゾリュート・ドラゴンやキーン・ソードなどの訓練が繰り返されております。

県としては、かねてから沖縄の米軍基地の整理縮小、さらなる米軍基地の返還を求めている中、日米共同訓練の増加や沖縄への自衛隊部隊の配備増強等により、これ以上の基地負担が生じることはあってはならないと考えております。

このため、政府に対し、地元を与える影響が大きい自衛隊の運用については、速やかに県、関係市町村及び住民に情報を提供するとともに、地元が意見表明できるように、必要な協議を行うこと等を求めているところです。

以上、知事公室所管の陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

○西銘啓史郎委員長 知事公室長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

なお、質疑に際しては、委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号を述べた上で該当するページを表示し、質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

また、質疑・答弁に際しては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔に要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室長関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入替え)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第52号外7件を議題といたします。

ただいまの陳情について、企画部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会の処理方針等に変更があった部分に

ついでのみ説明をお願いいたします。

武田真企画部長。

○武田真企画部長 それでは、企画部関係の陳情処理概要について、御説明いたします。

説明資料の2ページ陳情一覧表を御覧ください。

企画部関係の陳情は、継続陳情が7件、新規陳情が1件となっております。

このうち、継続陳情については、経過・処理方針等に変更はございませんので、新規陳情について御説明いたします。

初めに、15ページをお開きください。

陳情第136号令和6年美ぎ島美しゃ（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情の記1について、御説明いたします。

処理概要の欄の7行目を御覧ください。

揮発油税等の軽減措置について、国政与党が示した令和6年度税制改正大綱では、「本措置の趣旨、地球温暖化対策の観点、県内離島のガソリン価格への対応及び「強い沖縄経済」の実現に向けた沖縄振興策との関係などを踏まえ、そのあり方について検討する。」と記載されております。

国においても県内離島のガソリン価格を課題として捉えており、県としては、次回税制改正に向けて、国とも連携を図りながら、離島における石油製品価格の低減に向け、補助制度の在り方を含め検討してまいりたいと考えております。

また、現在、補助対象外となっているタンクローリー、計量器等の法定検査費等については、令和5年度に調査を実施したところであり、同調査の結果を踏まえ、補助対象経費の拡充について検討してまいります。

次に16ページをお開きください。

記2について御説明いたします。

当陳情は、土木建築部との共管となります。

まず、企画部より御説明いたします。

処理概要の欄の2行目を御覧ください。

航空燃料については、全国的に新規就航等において航空燃料の供給ができない事態が生じており、県内においても同様の事態が懸念されているところです。

そのため、県では全国知事会を通じて国に対し、航空燃料の供給不足要因を究明し、航空需要に即した航空燃料の安定的な供給に必要な措置を講じるよう、要望しております。

国においては令和6年7月に航空燃料供給不足に対する行動計画を策定し、供給不足解消に取り組んでいるところです。

県としましては、国の動向を注視しつつ、適宜、航空事業者等からの情報収集や意見交換をしてまいります。

次に土木建築部の説明を求めます。

○**呉屋健一空港課長** 続きまして、土木建築部から説明いたします。

処理概要の欄の18行目を御覧ください。

航空燃料については、一義的には、民間事業者が確保するものと認識しております。

空港施設の管理者としては、必要に応じ、関係者と調整していきたいと考えております。

土木建築部の説明は以上です。

○**武田真企画部長** 次に記3について御説明いたします。

処理概要の欄の24行目を御覧ください。

県では、離島住民の定住条件の整備を図るため、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施し、離島住民等を対象に船賃や航空運賃の負担軽減を実施しております。

当事業は、令和7年度の内閣府概算要求において新たに国庫補助事業として計上されており、県としては、事業の安定化や継続につながるものと考えております。

そのため、県としましては、引き続き国と連携し、離島住民の負担軽減に取り組んでまいります。

また、燃料サーチャージへの支援については、町の既存事業を含めて竹富町と意見交換をしてまいります。

次に17ページをお開きください。

記4について御説明いたします。

処理概要の欄の2行目を御覧ください。

沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業においては、航空会社の運賃体系に沿った形で運用を行っているため、同じ小学校6年生であっても12歳は大人運賃、12歳未満は小児運賃を適用しております。

そのため、負担額に差が生じているところであり、小学校6年生の小児運賃適用について、現在、対応を検討しているところです。

記5について御説明いたします。

処理概要の欄の14行目を御覧ください。

一般廃棄物処理施設につきましては、平成26年度から過疎対策事業債の対象



施設に追加されており、本県においても複数の過疎市町村が整備を実施しているものと承知しております。一方、辺地対策事業債は、辺地を包括する市町村内部において、辺地とその他の地域における格差是正を目的とした地方債であり、市町村間の格差是正を目的とした過疎対策事業債とは趣旨が異なることから、対象とする施設については相違があるものと認識しております。

辺地対策事業債については、離島をはじめとした辺地を多く有する本県において積極的に活用がなされており、県としても所要額の確保等に努めているところです。辺地対策事業債と過疎対策事業債の双方が活用可能な市町村につきましては、双方を活用して必要な事業が円滑に実施できるよう、技術的な支援を行ってまいります。

次に18ページをお開きください。

記6について御説明いたします。

処理概要の欄の2行目を御覧ください。

石油情報センターが公表している資料では、宮古・八重山等の離島家庭用LPガスの小売価格は、沖縄本島とほとんど差はみられない状況であります。

県としては、各離島における小売価格や輸送費の負担状況等の実態が不明であることから、まずは実態の把握に努めてまいります。

次に記7について御説明いたします。

処理概要の欄の14行目を御覧ください。

県においては、デジタル技術を活用し、行政サービスの質の向上や事務負担の軽減を図っているところであり、市町村への調査等についても、効率的かつ市町村にとっても可能な限り負担が軽減された方法で行う必要があると考えております。

そのため、庁内において、電子申請システムやデジタル技術の活用事例等を周知するとともに、各部等に対しても引き続き技術的支援を行いながら、より効率的で市町村の負担等にも配慮した事務の推進を図ってまいります。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします

○西銘啓史郎委員長 企画部長等の説明は終わりました。

これより、陳情に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

島尻忠明委員。

○島尻忠明委員 今の美ぎ島の陳情の件なんですけれども、宮古・八重山とあ

るんですけれども、宮古も八重山もこの文書にあるとおり、2次離島、3次離島とかいろいろあって、おのおのその地域の状況によって課題があると思うんですけれども。今るる説明をいただきましたが、この陳情に対して、さっきの航空運賃とかいろんな話もあります。7項目の陳情が出ていますが、今皆さんの説明もあったんですけれども、この7項目の中で、どの項目がこの陳情の意に沿った結果が出ていると考えておりますか。

**○武田真企画部長** 美ぎ島美しゃからの要請というものが、今回は令和6年度で言いますと全部で32件ございまして、そのうち7件が企画部の所管という形で本日御説明させていただきました。

宮古・八重山地域の市町村共通の項目として8つ、それぞれの島ごとにというところで24項目出されております。

それぞれ島が抱えている課題も違いますので、一つ一つの要請については、我々としては特に軽重はなく、全て重く受け止めているというようなところで

す。県のほうの取組状況について、毎年度末に市町村のほうにも御報告させていただいております。ちょっと時間のかかる項目、すぐに取り組める項目、そういったものはあるかと思いますが、県としてはできるところから少しずつ行っていきたいと考えているところです。

**○島尻忠明委員** これから、またいろいろと対策をしていくと思うんですけれども、ちょっと1点だけ項目の6のところ。以前も私はこの委員会に所属をしておりましたが、6の地域・離島課の回答の部分に石油情報センターが公表している資料とあるんですけれども、これにそんな差は見られないとあるんですけれども、現実には差があるんですよ。

前回は質疑をさせていただきましたが、離島に行けば、やはり石油を備蓄するために、免許とかいろんなのがあって、なかなかそこにずっといることもできず、職員が行ったり来たりしていろんなのがあることもお聞きをしました。いわゆるこの石油情報センターはどこの所管なんですか。民間なんですか。

**○島袋直樹地域・離島課長** 石油情報センターについては、国の外郭団体となっております、この調査については、経済産業省の委託を受けて実施しているということでございます。

**○島尻忠明委員** この人たちは、何を基にこういう回答を出しているのですか。

この人たちは離島に行ったことあるんですか。

○島袋直樹地域・離島課長 調査の方法等について石油センターに確認してみました。全国約3000店のLPガス販売事業者の協力を得て行っている調査だそうです。都道府県に隔たりが出ないように、各県最低30店舗の調査をしているということでした。

以上です。

○島尻忠明委員 ぜひこれには疑義を呈してほしいです。これ本当に実際の離島は違いますよ。僕らはたまに帰りますけれど、やはり違いますよ。ですからよく県議会でも出ますよね、石油の価格が同等か。実際、本会議にそういう質問も出ているわけですから、ここちょっとおかしいデータじゃないかなと私は疑問に感じているものですから。もう多くは話しませんが、やはり離島というのはいろんな物価、やはり本島よりも少し高めですので、いろんな経費がかかるのも十分理解はしますけれど。その辺はもう少し、やはり皆さんもデータを見て判断をしたいと思います。実際住んでいる、また実際我々も行っていますけれど、僕はこの1つ見てもちょっとおかしいデータじゃないかなと思うんですよ。これ前回の13期で質問したときも、その前でも何か企画で、石垣やあの辺もこの燃料で行った経緯もあるという話もありますので、ぜひやはり離島に住んでいる皆さんの負担も考えて、しっかりと調査をしながら、この陳情にも対応していただきたいと思っております。また推移を見ながら質疑をさせていただきます。

以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 宮古、八重山地方のガソリン代の価格というのは、やはりもうずっと長年の懸念事項であると思うんですけれど、今現在、大体幾らぐらいなのか把握されているんですか。レギュラーガソリンだったらレギュラーガソリンの価格でもいいし、把握されているのかなと思って。

○島袋直樹地域・離島課長 年度でちょっと平均してみますと、令和5年度の平均でいうとレギュラーガソリンが194.8円となっていて、沖縄本島との価格差が25.4円となっております。

○徳田将仁委員 そうそう、それぐらいやはり価格差は大きいですよ。200円いったりとか、前後したり。本当にうちだったら、今沖縄本島内でいったら150円ぐらい安いところもある。もう50円ぐらい変わってしまったらとても大きな差額になってしまうので。そういうところは検討しますと言っているんですけど、何で今までもこれを埋め切れないのか。いつまでも検討しないで、しっかりとやはり前に進めるように、もう検証じゃなくてちゃんとした補助を入れていくなり、あと1歩強い意気込みを見せてくれたらと思いますので、よろしくお願いします。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前10時31分休憩

午後1時21分再開

(休憩中に、執行部退席)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

議案及び陳情に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず、乙第10号議案車両損傷事故に関する和解等について及び乙第11号議案車両損傷事故に関する和解等について、の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案2件は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第10号議案及び乙第11号議案の2件は、可決されました。  
次に、乙第15号議案沖縄県収用委員会委員の任命についてを採決いたします。  
お諮りいたします。  
ただいまの議案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第15号議案は、これに同意することに決定いたしました。  
次に、甲第1号議案令和6年度沖縄県一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案は原案のとおり可決されました。  
休憩いたします。

(休憩中に、委員長から附帯決議案の提案があり、内容について確認した後、再開後に附帯決議案の趣旨説明を省略すること、質疑を行わないこと及び採決は簡易採決により行うことで意見の一致を見た。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。  
本附帯決議案は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、甲第1号議案に対する附帯決議は可決されました。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

休憩中に御協議いたしましたとおり、陳情第47号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

陳情第52号外27件を継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に決算特別委員会から依頼のありました本委員会の所管事務に係る決算事項の調査についてを議題といたします。

まず、本委員会の所管事務に係る決算事項として本委員会へ調査依頼のあった認定第1号、認定第7号及び認定第19号の決算3件を議題といたします。

ただいま議題となりました決算3件については、閉会中に調査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に決算事項に係る審査日程についてを議題といたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、事務局から説明)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

決算事項に係る調査日程につきましては、案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局より説明)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

本委員会の所管事務に係る決算事項の調査に当たっては、決算議案の審査等に関する基本的事項に基づき行うこととし、その他の事項に関しては、決算特別委員会と同様に取り扱うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情28件と、お示ししました決算事項の調査を含む本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次にお諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、御苦労さまでした。

次回は、10月24日木曜日午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。



沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長      西   銘   啓史郎